

指定管理者制度導入施設におけるモニタリング実施に係る
外部モニターの選任について

1. モニタリング評価とは

指定管理者制度は、平成15年9月施行の地方自治法の改正により、「多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ること」を目的に導入されました。

寒川町でも、平成17年5月に『指定管理者制度導入等に係る基本方針』を策定し、指定管理者制度の導入と住民サービスの向上に努めてきました。

本制度の導入が進むとともに、指定管理者による施設管理とサービス提供が住民生活の中に定着してきたことを踏まえ、指定管理者制度のさらなる充実と、より適切かつ確実なサービスの提供の確保を目的として、モニタリング評価を実施しています。また、外部の視点を可能な限り取り入れるとともに、結果を公表することにより、評価の客観性・透明性を確保することとしています。

2. モニタリング対象施設

- (1)シンコースポーツ寒川アリーナ（総合体育館）及びパンプトラック さむかわ

指定管理者：シンコースポーツ・静岡ビル保善共同事業体

- (2)田端スポーツ公園

指定管理者：静岡ビル保善・シンコースポーツ共同事業体

- (3)HAYASHI ウォーターパーク さむかわ（町営プール）

指定管理者：ハヤシグループ

- (4)HAYASHI テニスパーク さむかわ（町営テニスコート）

指定管理者：ハヤシグループ

3. 実施時期

令和6年9月及び令和7年2月

4. モニタリングの方法

モニタリングにあたっては、PDCAサイクルに基づき、管理業務の体制やサービス水準・内容、財務状況（経営の安定性）の確認を行うとともに、改善が必要な事項がある場合には、速やかに指導・監督（改善等の指示）を外部モニター及びスポーツ課職員により行います。

【外部モニター】（スポーツ推進審議会委員）

- ・施設特性に応じた施設管理や事業が行われているかの専門的知見による確認
- ・利用者や関係団体に、より近い視点からの評価

【スポーツ課】

- ・協定書、仕様書、法令・条例等に沿った管理業務がなされているかの確認
- ・各種記録等の保管がなされているかなどの事実確認
- ・行政を相手とした連絡調整等の体制が構築されているかの確認